



鳥取県公報

令和2年6月5日(金)
第9206号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託 (327) (公文書館) 2
	鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正 (328) (文化政策課) 2
	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金の一部改正 (329) (〃) 3
	県営土地改良事業計画の決定 (330) (農地・水保全課) 4
	蜜蜂の腐蝕病の発生 (331) (畜産課) 4
	土砂災害警戒区域の指定 (332) (治山砂防課) 4
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (4件) (333~336) (〃) 5
	土砂災害特別警戒区域の指定 (337) (〃) 7
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更 (338) (〃) 7
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (4件) (339~342) (〃) 7
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (343) (西部総合事務所福祉保健局) 9
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (344) (〃) 9
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (10) 9
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 10

告 示

鳥取県告示第327号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公文書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県立公文書館長 田 中 健 一

1 委託の相手

- 上淀白鳳の丘展示館
- 河本家保存会
- 韓国物産館
- 国立ハンセン病資料館友の会
- 境港市観光協会
- 鳥取県教科図書販売株式会社
- 鳥取県立博物館振興会
- 鳥取市鹿野往来交流館
- 公益財団法人鳥取市文化財団
- 株式会社文化の友

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第328号

令和元年鳥取県告示第321号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき令和2年5月8日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 利用料金			1 利用料金		
(1) 略			(1) 略		
(2) 設備利用料			(2) 設備利用料		
ア・イ 略			ア・イ 略		
ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室			ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室		
区分		利用料	区分		利用料
施設	設備名		施設	設備名	
略			略		
第1会議室	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき 740円	第1会議室	カセットテープデッキ	1台1回につき 840円
	略			マイク（ダイナミック型）	1本1回につき 740円
	マイクスタンド（卓上型）	1本1回につき 200円	マイクスタンド（卓上型）	1本1回につき 200円	

				16ミリ映写機	1台1回につき 2,980円
				OHP	1台1回につき 950円
	ビデオ・パソコン プロジェクト ー	1台1回につき 1,910円		ビデオ・パソコン プロジェクト ー	1台1回につき 1,910円
	ブルーレイディ スクプレーヤー	1台1回につき 1,050円			
	CDプレーヤー ／カセットデッ キ（一体型）	1台1回につき 1,050円		C L D プレーヤ 二	1台1回につき 1,050円
略			略		
備考 略			備考 略		
2 略			2 略		

附 則

この告示は、令和2年6月5日から施行し、同年5月9日から適用する。

鳥取県告示第329号

令和元年鳥取県告示第324号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき令和2年5月8日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 利用料金			1 利用料金		
(1) 略			(1) 略		
(2) 設備利用料			(2) 設備利用料		
ア 大ホール			ア 大ホール		
区分		利用料	区分		利用料
種別	設備名		種別	設備名	
略			略		
その他	略		その他	略	
	持込電気機器	1キロワット1 回につき 200円		持込電気機器	1キロワット1 回につき 200円
	給湯設備	1室1回につき 1,170円			
備考 略			備考 略		
イ 小ホール			イ 小ホール		
区分		利用料	区分		利用料

種別	設備名		種別	設備名	
略			略		
その他	略		その他	略	
	持込電気機器	1キロワット1回につき 200円		持込電気機器	1キロワット1回につき 200円
	給湯設備	1室1回につき 1,170円			
備考 略			備考 略		
ウ・エ 略			ウ・エ 略		
2 略			2 略		

附 則

この告示は、令和2年6月5日から施行し、同年5月9日から適用する。

鳥取県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業 山上地区 区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和2年6月5日から同月25日まで
- 縦覧に供する場所
八頭町役場
- 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第331号

蜜蜂の腐蝕病が発生したので、蜜蜂の腐蝕病予防に関する規則（昭和31年鳥取県規則第27号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 発生時期等

発生日月	発生場所	発生群数
令和2年5月15日	西伯郡伯耆町	1群

- まん延を防止するためにとった措置

蜜蜂の腐蝕病の発生した地点を中心として、半径2キロメートル以内の区域にある蜜蜂及び蜜蜂の腐蝕病の病原体をひろげるおそれのある物品について、令和2年5月29日までの間、移動を禁じたほか、薬剤による消毒の指導、蜜蜂の殺処分等必要な措置を講じた。

鳥取県告示第332号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
青木3地区（Ⅱ-3677）、青木4地区（Ⅱ-3678）、奥陰田3地区（Ⅱ-3679）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第333号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
米子市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （3）土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
本宮ⅱ（Ⅰ-2-26-32-14）
- （4）土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
米子市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （3）土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
祇園町6地区（Ⅰ-1427）
- （4）土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第334号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
大山町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
豊成6地区（Ⅱ-3046）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
南部町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
上鴨部一（Ⅱ-1-3-28-22）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
伯耆町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
宮原谷川（Ⅰ-1-3-39-12）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに

伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
青木3地区（Ⅱ-3677）、青木4地区（Ⅱ-3678）、奥陰田3地区（Ⅱ-3679）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第338号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
祇園町6地区（Ⅰ-1427）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第339号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
本宮 ii (I - 2 - 26 - 32 - 14)

鳥取県告示第340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
大山町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
豊成6地区 (II - 3046)
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第341号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
南部町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
上鴨部一 (II - 1 - 3 - 28 - 22)

鳥取県告示第342号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
伯耆町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
宮原谷川（I-1-3-39-12）

鳥取県告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月5日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
医療法人社団 やまもと	新開山本クリ ニック	米子市上福原 七丁目2-17	令和2年5月25日	令和2年6月30日	訪問看護

鳥取県告示第344号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月5日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
医療法人社団 やまもと	新開山本クリ ニック	米子市上福原 七丁目2-17	令和2年5月25日	令和2年6月30日	介護予防訪問 看護

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第10号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和2年6月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,401
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,004
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	145,006
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,933
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,848
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,077
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,503
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,265
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,774
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,488
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,681
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,111

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和2年6月5日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年7月5日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和2年7月13日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和2年7月27日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年7月7日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
令和2年7月14日	〃	〃	〃	〃

午前10時から午後 2時30分まで				
令和2年7月21日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年7月28日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年7月28日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。